

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	宮崎市 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法に関する事務には以下の業務が含まれる。 ①保健指導の実施 ②健康診査の実施 ③妊娠の届出の受理、届出に係る事実の確認 ④母子健康手帳の交付、交付台帳の整備 ⑤妊産婦の訪問 ⑥低体重児の届出の受理、届出に係る事実の確認 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧養育医療に係る各種事務(申請の受理、給付の決定、給付台帳の整備、養育医療券の交付、給付決定の通知、費用の徴収) ⑨母子包括支援センター(産前産後サポート室)の事業の実施に関する事務 なお、これらの事務に関して、別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第49項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二 (26、56の2、69の2、87の項) ・別表第二主務省令 (第19条、第30条、第38条の3、第44条) [情報照会の根拠] ・別表第二 (69の2、70の項) ・別表第二主務省令 (第38条の3、第39条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市子ども未来部親子保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮崎市子ども未来部親子保健課(宮崎市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2 電話番号0985-73-8200

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に関する事務には以下の業務が含まれる。 ①保健指導の実施 ②健康診査の実施 ③妊娠の届出の受理 ④妊娠の届出に係る事実の確認 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥母子健康手帳交付台帳の整備 ⑦妊産婦の訪問指導	母子保健法に関する事務には以下の業務が含まれる。 ①保健指導の実施 ②健康診査の実施 ③妊娠の届出の受理、届出に係る事実の確認 ④母子健康手帳の交付、交付台帳の整備 ⑤妊産婦の訪問 ⑥低体重児の届出の受理、届出に係る事実の確認 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧養育医療に係る各種事務(申請の受理、給付の決定、給付台帳の整備、養育医療券の交付、給付決定の通知、費用の徴収)	事後	事務の見直しによる
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 壺岐 富美雄	課長 米良 博子	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市健康管理部健康支援課	宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	宮崎市健康管理部健康支援課(宮崎市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2 電話番号0985-29-5286	宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課(宮崎市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2 電話番号0985-73-8200	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(49の項)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第49項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (26、56の2、87の項) [別表第二における情報照会の根拠] (70の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二 (26、56の2、87の項) ・別表第二主務省令 (第19条、第30条、第44条) [情報照会の根拠] ・別表第二 (70の項) ・別表第二主務省令 (第39条)	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 米良 博子	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	(追加) ⑨母子包括支援センター(産前産後サポート室)の事業の実施に関する事務	事後	番号法の改正による見直し
令和1年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・別表第二 (26、56の2、87の項) ・別表第二主務省令 (第19条、第30条、第44条) [情報照会の根拠] ・別表第二 (70の項) ・別表第二主務省令 (第39条)	[情報提供の根拠] ・別表第二 (26、56の2、69の2、87の項) ・別表第二主務省令 (第19条、第30条、第38条の3、第44条) [情報照会の根拠] ・別表第二 (69の2、70の項) ・別表第二主務省令 (第38条の3、第39条)	事後	番号法の改正による見直し
令和2年10月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	(追加) なお、これらの事務に関して、別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課	宮崎市子ども未来部親子保健課	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課(宮崎市保健所4階) 〒890-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2 電話番号0985-73-8200	宮崎市子ども未来部親子保健課(宮崎市保健所4階) 〒890-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2 電話番号0985-73-8200	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	番号法の改正による見直し
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため